

# 甲府市地域脱炭素パートナーズプログラム 運營業務委託仕様書

甲 府 市



甲府市は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています



甲府市は環境負荷の削減する「プラスチックスマート」に登録しています

## 甲府市地域脱炭素パートナーズプログラム運営業務委託仕様書

### 1 業務名

甲府市地域脱炭素パートナーズプログラム運営業務

### 2 業務目的

本市は2030年までに温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）比で46%削減することを目標に掲げており、その実現には市民のみならず、事業者による省エネ機器等の導入をはじめとした行動変容が不可欠である。

しかし、とりわけ中小企業においては、初期投資の負担や、情報不足、効果の見えにくさが障壁となり、導入が進みづらい現状がある。

こうした状況を踏まえ、市内の中小企業を対象にセミナー等の実施、その後の省エネ機器の導入等や補助に向けた伴走支援に至るまでをパッケージ化して行うことにより、事業者の脱炭素行動を加速化させるとともに、取組の横展開により地域全体の脱炭素化の推進に繋げることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで。

### 4 事業実施場所

参加者が提案する場所ほか。

### 5 本仕様書の位置付け

本仕様書の位置付けは、受注者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。受注者とは適時協議を行い、その結果業務内容を変更することがある。

### 6 業務内容

#### (1) 脱炭素導入セミナーの企画及び実施に関すること

甲府市内に本店または主たる事業所を所有する中小企業等を対象に、次の要件に基づき、脱炭素導入に向けた取組促進に加え、導入企業における社員の意識改革にも繋がるセミナーの企画・実施内容について提案すること。

##### ア 会場の確保及び設営

セミナーの会場確保及び当日の設営に係る一切を実施すること。

##### イ 開催回数及び時期

セミナーは各回2時間程度、合計3回以上実施し、セミナーの開催は10月

を目途に全ての回を開催することとし、回数及び開催時期を提案すること。

※セミナー内容は全ての回で同一とする。

ウ 対象

甲府市内に本店または主たる事業所を所有する中小企業等。

エ 講師

脱炭素化に初めて取り組む中小企業等への導入促進や意識改革を可能とする講師を提案すること。

オ セミナーの周知について

パンフレット等の作成及び広報活動の実施など、市内への効果的な周知を提案すること。

なお、パンフレット等の作成にはデザイン製作を含み、周知についてはセミナー実施回数分を行うこと。

カ その他

各回のセミナーにおいて参加企業等に対し、伴走支援のメニュー、要件及び方法を説明するとともに、支援を希望する企業等に対しては、支援申込書の提出を依頼すること。

※支援申込書のフォーマットは受注者にて作成すること。

(2) 脱炭素化に向けた取組の伴走支援に関すること

(1)における各回のセミナーより、脱炭素化に向けた取組に着手する企業等を選抜し、次の要件に基づき、企業側のニーズに合わせた伴走支援を実施する。

ア 支援方法について

支援は次の方法にて実施すること。

(ア) 企業の意向を踏まえた分析を行い、それに基づく支援内容を決定すること。

(イ) 従業員全体を巻き込み、ワークショップ形式での支援を実施することで、社員の能動的な取組への参画を促し、企業全体としての脱炭素化に向けた意識醸成を促進すること。

(ウ) 支援状況は事業者ごとに受注者が作成したワークシート等にて管理すること。

イ 伴走支援のメニューについて

伴走支援にあたって、業種や事業規模に関わらず実施可能なメニューを提案すること。また、伴走支援を実施する企業数について提案すること。

(3) 支援金の給付に関すること

(2)アに基づいて伴走支援を実施した事業者のうち、メニューの導入に際して次

に定める要件に従い、支援金を給付する。

ア 支援対象

(ア) (2)に定める伴走支援の対象事業者であること。

(イ) 前年の法人市民税を納付していることが確認できる事業者。

イ 支援金の内容

(2)アのうち、伴走支援を受けた脱炭素の取組に係る費用の支援について具体的に提案すること。

ウ 給付希望者への支援

支援金の給付に係る給付希望者の負担軽減等について提案すること。

(4) 本事業のPRに関すること

本事業で実施した取組を広く周知するためのPRについて提案すること。

## 7 成果物の提供

成果物について、実施報告書（紙媒体、電子データ（CD-ROM）にて各1部ずつ提出。支援金交付状況の報告書含む）を本市へ提供すること。

## 8 打合せ・協議

本業務を円滑に実施するため、打合せ・協議は必要に応じて適時実施する。

なお、実施方法は対面またはオンラインとする。

## 9 著作権等の取扱い

(1) 本契約による成果物について、著作権等の一切の権利は、本市の帰属するものとする。

(2) 本市は、成果物を使用するにあたり、受注者を表示することを要しないものとする。

## 10 情報等の取扱い

(1) 受注者は、本業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 本業務を行うために本市から貸与された情報などを滅失、改ざんしてはならない。

## 11 損害賠償

受注者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し、本市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。